

長崎総合科学大学

研究設備・機器の共用推進に向けた ガイドライン

～すべての研究者がいつでもアクセスできる共用システムの構築のために～

令和 8年 4月

長崎総合科学大学 オープンイノベーションセンター

目 次

第1章 はじめに	3
1. ガイドライン策定の背景と目的	3
2. ガイドラインの適用範囲	3
3. 用語の定義	4
第2章 共用システムを推進する背景	4
1. 現状と課題	4
2. 共用推進の方向性	4
3. 国の政策方針との整合性	5
第3章 共用システムを導入する意義とメリット	5
1. 限られる資源の効果的な活用	5
2. 外部連携の発展（共同研究・産学・地域連携）	5
3. 効果的な管理・運用（時間・技術・資金のメリット）	5
第4章 共用システムの構成・運営体制	5
1. 共用の経営戦略への位置付け	5
2. 統括部局の確立	6
3. チーム共用の推進	6
第5章 共用システムの実装に関する事項	6
1. 財務の観点	6
利用料金の設定方針	6
2. 人材の観点	7
第6章 共用の範囲・共用化のプロセス	7
1. 共用の範囲	7
2. 共用対象とする設備・機器の選定	7
3. 共用化の手順（フロー）	8
第7章 具体的な運用方法	8
1. 設備・機器の提供に関するインセンティブ設計	8
2. 各機関の戦略に基づく内部統制整備の整備	8
3. 利用窓口の一元化・見える化、予約管理システムの活用	9
4. 不要となった設備・機器のリユース・リサイクル	9
第8章 戦略的設備整備・運用計画	9
1. 計画の策定	9
2. 計画のPDCAサイクル	9
3. 学長・役員への報告	10
第9章 安全管理・コンプライアンス	10
1. 安全管理の徹底	10
2. 知的財産・情報管理	10
第10章 附 則	10

第1章 はじめに

1. ガイドライン策定の背景と目的

我が国の研究力強化のためには「人材」「資金」「環境」の三位一体改革が重要です。なかでも研究設備・機器の「共用」の推進は、「環境」に係る重要施策として位置付けられています。

本学においても、各経営戦略に基づく研究設備・機器の共用を含めた計画的マネジメントを推進し、広く学外の研究者・機関が本学の研究設備・機器を利用できる体制を整備することが求められています。

本ガイドラインは、研究・事務等の現場による共用の推進および経営層による共用を通じた経営戦略の実現を図るため、全学的な参照手引きとして策定するものです。

【ガイドライン策定の目的】

- ① 学内外の研究者が本学の研究設備・機器に円滑にアクセスできる「共用システム」を構築すること
- ② 研究設備・機器の効率的・効果的な整備・運用を通じて本学の研究力・経営力を向上させること
- ③ 産学・地域連携の推進による外部資金獲得および社会貢献を実現すること

2. ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、長崎総合科学大学が保有するすべての研究設備・機器を対象とします。ただし、教育目的専用に供する設備・機器および個人研究費により購入した携帯型等の小型機器については、運用実態を踏まえ別途判断するものとします。

項目	内容
適用対象	本学が保有する研究設備・機器全般（大型・中型・精密機器等）
適用主体	教員・技術職員・事務職員・学生（本学構成員）および学外共用利用者
適用除外	教育専用設備、個人研究費購入の小型機器（部局長判断による）
施行日	令和 8 年 4 月 1 日
所管部署	研究推進・産学連携センター（事務局：総務・研究支援課）

3. 用語の定義

本ガイドラインにおける主要用語を以下のとおり定義します。

用語	定義	備考
共用	本学の構成員以外の者（学外研究者・企業等）が研究設備・機器を利用すること、または本学構成員相互間での利用促進を図ること	
共用システム	研究設備・機器の共用に係る申請・承認・利用・課金・管理の一連の仕組み	本ガイドラインの中心概念
統括部局	共用の推進を担う学内組織（研究推進・産学連携センター）	
利用料金	共用利用者が設備・機器の利用に対して支払う費用（維持費・人件費等を含む）	
戦略的設備整備・運用計画	経営戦略に基づいた中長期的な設備整備・更新・廃棄・共用に係る計画	毎年度更新

第2章 共用システムを推進する背景

1. 現状と課題

本学を取り巻く研究設備・機器の共用に関する現状と課題は以下のとおりです。

- ・一部の学科・研究室では設備・機器の共用の取組みが進む一方、必要な設備・機器へのアクセスが困難な状況も存在する。
- ・予算制約により設備・機器の新規購入や更新が困難であり、研究環境整備が十分に進んでいない。
- ・保有設備・機器の全学的な把握・情報公開が不十分であり、潜在的な共用ニーズが活かされていない。
- ・技術職員の専門性が設備・機器の維持・管理・支援に十分に活用されていない。
- ・学外研究者・企業等からの設備共用ニーズに対応できる受入体制が整備されていない。

2. 共用推進の方向性

上記の課題を踏まえ、以下の方向性で共用システムの整備を推進します。

各部局が研究設備・機器について、経営資源として果たす機能を再認識した上で、共用をはじめとした新しい整備・運用計画の策定によって、経営戦略との明確な紐づけ、資源の再配分・多様化を含めた研究マネジメントの最適化を実現し、研究力を強化する。

3. 国の政策方針との整合性

文部科学省の「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では、2021年度までに国が研究設備・機器の共用のためのガイドライン等を策定し汎用性のある一定規模以上の研究設備・機器については原則共用とするとされています。また、2022年度から大学等が研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表することとされました。本ガイドラインはこれらの政策方針に則り策定しています。

第3章 共用システムを導入する意義とメリット

1. 限られる資源の効果的な活用

本学は各部署が共用に取り組むことを整合性として、設備・機器に係る経費要求も含めた財務状況と経営戦略に基づき継続的な設備整備・運用が可能となります（「戦略的設備整備・運用計画」の策定）。

- ・ 設備・機器の稼働率向上による投資対効果の最大化
- ・ 維持費・修繕費の分担による財政負担の軽減
- ・ 重複投資の回避と計画的な設備更新の実現

2. 外部連携の発展（共同研究・産学・地域連携）

多様なプロフェッショナルの協働による設備・機器の共用は、研究者コミュニティや産業界・地域との連携及び人材交流を形成する基盤となります。各部署の新たな価値創出を促し、研究力の強化と経営力の向上に寄与します（「チーム共用」の推進）。

- ・ 産学連携プロジェクトの促進による外部資金獲得の増加
- ・ 地域企業・研究機関との共同研究実施による社会貢献
- ・ 学外研究者の受入れによる学内研究ネットワークの拡充

3. 効果的な管理・運用（時間・技術・資金のメリット）

設備・機器とそれを支える人材が各機関における研究設備基盤の一部として一体的にマネジメントされることにより、研究者の研究時間確保や技術職員の技術向上・継承、設備・機器の組織的・効率的な整備・運用、並びに保有施設スペースの有効活用に寄与します。

第4章 共用システムの構成・運営体制

1. 共用の経営戦略への位置付け

各機関において設備・機器が重要な経営資源であること、②設備・機器の活用方策として共用が重要であること、③設備・機器の共用システムの構築・推進を図ることを位置付けることが重要です。

【経営戦略における明確化のポイント】

- ・ 研究設備・機器を重要な経営資源の一つと捉え、研究設備・機器とそれを支える人材の活用を、機関の経営戦略に明確に位置づけること
- ・ 設備・機器の共用を通じた外部資金の獲得・維持費の低減・産学連携促進等の経営的成果を明示すること

2. 統括部局の確立

共用の推進を行う「統括部局」を、機関経営への参画を明確に位置付けることが重要です。共用を含め機関全体の研究設備・機器マネジメントを担う組織として、設備・機器の整備・運用、これらに関わる仕組みやルール・技術職員の組織化等を進めていくことが有効です。

統括部局の名称	オープンイノベーションセンター（設備共用推進部門）
主な役割	共用設備の登録・管理、利用申請の受付・審査、利用料金の収受・管理、設備台帳の整備・更新
構成員	センター長、副センター長、設備共用担当教員、技術職員、事務担当者
意思決定	運営委員会（月1回）→学長・副学長への報告（年2回）
外部窓口	産学・官学連携の問い合わせ、共用利用の受付、苦情・問合せ対応

3. チーム共用の推進

役員、研究者、技術職員、事務職員、URA等の多様なプロフェッショナルが連携し、機関として研究設備・機器の共用を組織的に推進する体制（「チーム共用」）を構築します。

- ・ 研究者：共用ルールの遵守、設備状態の報告、利用指導の実施
- ・ 技術職員：設備の保守・維持管理、利用者への技術支援、講習会の実施
- ・ 事務職員：利用申請の受付処理、利用料金の請求・収受、台帳管理
- ・ URA（リサーチ・アドミニストレーター）：外部資金申請支援、産学連携コーディネート
- ・ 学長・役員：経営戦略への組み込み、予算措置、対外的なアピール

第5章 共用システムの実装に関する事項

1. 財務の観点

利用料金は、研究設備・機器の整備・運用を継続的に維持・発展させていく上で重要な要素の一つと捉えることが重要です。個別の研究設備・機器や利用者のカテゴリに応じた利用料金設定を検討することが有効です。

【利用料金の設定方針】

- ・ 利用料金設定にあたっては、設備・機器の多様な利用者による戦略的整備の観点から、財務担当部署が積極的に関与することが重要。
- ・ 利用料金は、①直接費（消耗品・維持費）、②人件費（技術職員支援時間相当）、③減価償却相当額を踏まえて設定する。
- ・ 学内利用者・学外研究機関・企業等でカテゴリを分け、それぞれの料金体系を設ける。

利用者区分	料金設定の考え方	備考
学内研究者・学生	維持費の実費相当（低額設定可）	予算措置による補填も可
学外大学・研究機関	実費＋適正な間接費相当	共同研究契約に基づく場合は別途
民間企業・産業界	実費＋間接費＋利益相当額	目的に応じて加算率を設定
官公庁・自治体	原則実費相当	公益性を考慮

2. 人材の観点

技術職員は、高度で専門的な知識・技術を有しており、研究者とともに課題解決を担うパートナーとして重要な人材です。技術職員の能力・専門性を最大限に活用し、機関の経営戦略の策定にも参画するなど、活躍の場を広げていくことが望まれます。

- ・ 技術職員の専門スキルの可視化（スキルマップの整備）と計画的な育成・研修の実施
- ・ 設備共用に伴う技術支援業務に対するインセンティブ付与（業績評価への反映等）
- ・ 外部研修・他機関との人材交流による技術継承と人材育成の推進
- ・ 技術職員が共用推進計画の策定に参画する機会の確保

第6章 共用の範囲・共用化のプロセス

1. 共用の範囲

戦略的整備・運転には機関全体での共用システム整備が重要です。経営戦略を踏まえつつ、統括部局が主導のもと利用の範囲を設定し、利用範囲の拡大や、システム共通化について検討することが重要です。その際、経営や財務・人事部局も巻き込むことが有効です。

- ・ 学内共用（全学オープンアクセス）：全教職員・学生が利用申請可能な設備・機器
- ・ 学外共用（一般開放）：学外研究者・企業等が利用申請可能な設備・機器
- ・ 限定共用（部局内・プロジェクト内）：特定グループ内での共用

2. 共用対象とする設備・機器の選定

公的な財源による設備・機器の整備の場合、統括部局によるガバナンスの下、公益的観点に基づく共用の検討・判断を行うことが望まれます。

- ・ 基盤装置：共用化の検討を行うことが原則。
- ・ 競争的研究：プロジェクト期間中で共用が困難なことを認識し、当該プロジェクトの推進に支障のない範囲で一層の共用化。

【共用化チェックリスト（設備選定時の確認事項）】

- 取得価格が 100 万円以上の設備・機器であるか
- 学内外からの利用ニーズが見込まれるか
- 年間稼働率 50%未満の設備・機器であるか（既存設備の場合）
- 安全管理・利用講習体制が整備可能か
- 利用料金の設定・徴収体制が整備可能か

3. 共用化の手順（フロー）

ステップ	実施事項	担当
STEP 1	設備・機器の棚卸し・台帳整備（機種名・仕様・購入年・取得価格・現況等の記録）	技術職員・事務職員
STEP 2	共用化対象設備の選定（チェックリストに基づく部局内審査）	部局長・統括部局
STEP 3	安全管理規程・利用規則の整備（設備ごとの利用マニュアル作成含む）	技術職員・統括部局
STEP 4	利用料金の設定（原価計算に基づく料金表の作成）	財務・統括部局
STEP 5	Web 上での設備情報公開・予約システムの整備	情報システム・統括部局
STEP 6	試行運用・利用実績の収集・評価・改善	統括部局・全学

第7章 具体的な運用方法

1. 設備・機器の提供に関するインセンティブ設計

共用設備・機器の提供部局・提供者へのインセンティブとして、利用料収入の一部を研究費・設備更新費として還元する仕組みを設けます。

- ・ 共用利用料収入の配分：統括部局管理分 50%、提供部局還元分 30%、技術職員人件費充当分 20%
- ・ 提供設備の老朽更新への優先的な予算措置
- ・ 設備共用実績の教員業績評価（研究支援・社会貢献項目）への反映

2. 各機関の戦略に基づく内部統制整備の整備

使用できる設備・機器の情報の機関内外への見える化を推進します。

- ・ 全共用設備・機器の仕様・稼働状況・予約状況を Web システム上に公開する。
- ・ 外部公開ポータルサイト（研究機器共用推進事業のデータベース等）への情報登録を積極的に行う。
- ・ 年次報告書に共用実績・収支・利用者数・共同研究件数等を掲載し公表する。

3. 利用窓口の一元化・見える化、予約管理システムの活用

研究設備・機器の共用申請・予約・決済を一元管理するシステムを整備します。

- ・ 利用申請はすべて Web システム経由で受け付ける（様式の標準化）。
- ・ オンライン予約システムにより利用スケジュールの透明性を確保する。
- ・ 利用後の報告（成果・トラブル等）もシステム上で管理する。

4. 不要となった設備・機器のリユース・リサイクル

設備・機器の廃棄や更新の際には、まず学内での転用・再活用の可能性を検討し、次いで他機関へのリユース提供、最終的に産業廃棄物処理の順で処理します。

- ・ 廃棄候補設備・機器の学内公募（全学メールによる周知）
- ・ 文部科学省・JST 等が運営する研究機器リユースデータベースへの登録
- ・ 廃棄記録の台帳管理と会計処理の適正化

第 8 章 戦略的設備整備・運用計画

1. 計画の策定

研究設備・機器に関連する多様な状況を把握・分析し、機関の経営戦略を踏まえた中長期的な「戦略的設備整備・運用計画」を策定します。計画には以下の内容を含むものとします。

- ・ 現有設備・機器の棚卸し結果と老朽化・更新スケジュール
- ・ 中長期的な研究戦略・教育戦略を踏まえた設備整備の優先順位
- ・ 共用化の目標（対象設備数・利用件数・外部収入目標）
- ・ 技術職員の育成・配置計画
- ・ 財務計画（整備費・維持費・利用料収入の見通し）

2. 計画の PDCA サイクル

サイクル	実施事項	頻度
Plan（計画）	戦略的設備整備・運用計画の策定・更新	毎年度（3 か年ローリング計画）
Do（実行）	設備の整備・運用・共用の実施	通年
Check（評価）	利用実績・収支・問題点の把握・分析	半年ごと
Act（改善）	課題への対応・計画の見直し・ルール改訂	必要に応じ随時

3. 学長・理事会への報告

統括部局は、共用システムの運営状況について年2回（前期・後期）学長・理事会に報告し、経営判断に必要な情報を提供します。報告には共用実績、財務状況、外部連携実績、主要課題と改善策を含めるものとします。

第9章 安全管理・コンプライアンス

1. 安全管理の徹底

共用設備・機器の利用にあたっては、安全を最優先とし、以下の措置を講じます。

- ・ 設備ごとの安全取扱マニュアルを整備し、利用前に利用者へ提供する。
- ・ 初回利用者に対する安全講習・操作訓練の受講を義務付ける。
- ・ 定期的な点検・メンテナンスの実施記録を台帳に保管する。
- ・ 事故・ヒヤリハット情報を統括部局に報告し、全学で共有する。

2. 知的財産・情報管理

学外利用者が共用設備・機器を利用して得た研究成果の知的財産帰属については、事前に書面（利用契約書）にて明確化します。また、利用者の研究情報の機密保持に十分留意します。

- ・ 学外利用者との間で「研究設備・機器共用利用契約書」を締結する。
- ・ 知的財産の帰属・ライセンス条件は産学連携本部と連携して取り決める。
- ・ 利用記録・研究情報は個人情報保護法および本学情報セキュリティポリシーに従い管理する。

第10章 附 則

- 1 本ガイドラインは、令和 8年 4月 1日から施行する。
- 2 本ガイドラインの改廃は、研究推進・産学連携センター運営委員会の審議を経て、学長が決定する。
- 3 本ガイドラインに定めのない事項については、センター長が別に定めることができる。

【問い合わせ先】

長崎総合科学大学 オープンイノベーションセンター
〒851-0192 長崎県長崎市網場町 536 番地
TEL : 095-838-5116 E-mail : suisin@nias.ac.jp